

第 55 期熊本地方最低賃金審議会 令和 7 年度第 1 回 熊本県最低賃金専門部会議事録

1 日 時 令和 7 年 8 月 5 日 (火) 15 時 15 分～16 時 20 分
2 場 所 熊本地方合同庁舎 A 棟 10 階 熊本労働局大会議室
3 出席者

(公益代表委員) 倉田委員、諏佐委員

(労働者代表委員) 齊藤委員、西委員、山本委員

(使用者代表委員) 岩永委員、浦田委員、原山委員

【事務局】 齊藤労働基準部長、清水賃金室長、佐藤室長補佐、中野専門監督官、堀田専門監督官

4 議 題

- (1) 部会長、部会長代理の選出
- (2) 当専門部会の公開について
- (3) 関係労働者及び関係使用者の意見聴取等について
- (4) 足下の経済情勢等について
- (5) その他

5 議事要旨

補佐

ただ今から、令和 7 年度 第 1 回 熊本県最低賃金専門部会を開催いたします。
本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

まずは定足数の報告です。本日の委員の御出席は、公益代表委員 2 名、労働者代表委員 3 名、使用者代表委員 3 名で、委員総数 9 名中 8 名の委員に御出席いただいているので、最低賃金審議会令第 6 条第 6 項委員の 3 分の 2 以上又は労働者委員、使用者委員及び公益委員の各 3 分の 1 以上の出席の定足数を満たしており、本審議が有効に成立していることを、御報告申し上げます

続きまして、本日の資料の確認です。資料 1 から資料 6 まで及び参考資料 1 ～ 1 から 2 まで用意しております。お手元の資料を御確認ください。

不足がある方は後ほどでも結構ですのでお申し付けください。

次に、公開についてです。資料 1 を御覧ください。熊本地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第 7 条第 1 項により、当専門部会は原則として公開することとなっております。

本日は、一般の方から 1 名の傍聴申込と、報道機関 4 社から傍聴及び取材の申込があつておりますので御報告いたします。

続きまして、委員の任命についてです。熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会は、資料 2 にあります最低賃金法第 25 条第 3 項、最低賃金審議会令第 6 条各項及び資料 1 にあります熊本地方最低賃金審議会熊本県最低賃金専門部会運営規程第 3

条に基づき、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名、公益代表委員3名の計9名で構成することとなっております。

令和7年度の熊本県最低賃金専門部会の委員を任命するに当たり、資料2にあります最低賃金審議会令第3条に基づき、熊本労働局長が候補者の推薦公示を7月15日から7月29日まで行ったところ、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の候補者の推薦がありました。この方々に公益代表委員から推薦された候補者3名を加えた計9名について、熊本労働局長が熊本県最低賃金専門部会委員として任命させていただきました。

資料3を御覧ください。令和7年度熊本県最低賃金専門部会名簿になります。委員の皆様の紹介につきましては、この委員名簿により御紹介に代えさせていただきます。なお、本田委員におかれましては、本日所要により出席が叶いませんでしたので御報告いたします。委員の皆様方よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、会次第に沿って進めさせていただきます。

まず、1番目の議題「部会長及び部会長代理の選出」です。資料2を御覧ください。最低賃金法第24条第1項で会長を置くとなっており、同法第2項に「会長は、公益委員を代表する委員のうちから、委員が選挙する」とされており、同条第4項に「あらかじめ第2項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する」とされているところです。その上で、同法第25条第4項において、前条（第24条）の規定は、専門部会について準用するとあります。従いまして部会長及び部会長代理を公益委員を代表する委員のうちから委員が選挙することとなります。

事前に開催しました公益委員の打合せで、部会長候補に倉田委員が推薦され、また、部会長代理候補に本田委員が推薦されています。

まず、部会長の選挙から行います。部会長を倉田委員とすることに賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

補佐

ありがとうございます。

全会一致により倉田委員が部会長に選出されました。

続きまして、部会長代理を本田委員とすることに賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

補佐

ありがとうございます。

全会一致により本田委員が部会長代理に選出されました。

それでは、熊本県最低賃金専門部会長に選出されました倉田部会長から御挨拶いただき、以後の議事進行を部会長にお願いしたいと思います。

部会長よろしくお願ひします。

部会長

皆様改めましてどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは早速審議に入らせていただきたいと思います。

補佐

それではカメラ撮りはここまでとさせていただきます。

部会長

本日は5つ議題を予定しております。まずは議題2「当専門部会の公開について」です。審議に先立ちまして、当専門部会の公開・非公開の取り扱いについて決めてまいりたいと思います。資料1の専門部会運営規定を御覧ください。

運営規程第7条第1項において、当専門部会は、原則として公開とすることになっておりますが、ただし書きで率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開にすることができます。

今年の金額審議についても、議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点を踏まえ、公労使三者が集まって議論を行う場につきましては公開、それから公益委員による労働者側委員又は使用者側委員との個別確認といった二者の場に関しましては、運営規程第7条第1項ただし書きに定める率直な意見の交換もしろくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると考えられますので、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(全員異議なし)

部会長

ありがとうございます。それでは、今申し上げたような形で運営をさせていただきます、三者の場は公開で、二者の場につきましては非公開とさせていただきます。

それでは続きまして議題の3つ目「関係労働者及び関係使用者の意見聴取等について」でございます。事務局では、地域別最低賃金の改正決定に係る関係労使からの意見書の提出につきまして公示を行っておりました。その結果の報告を事務局からお願いします。

室長

まずは、資料4を御覧ください。

令和7年7月25日付で、熊本県労働組合総連合から意見書が提出されました。

意見書を読み上げます。

「意見書」

2025年7月15日、機械が最低賃金法第25条第5項の規定に基づき公示した熊本県最低賃金の改正決定について、下記のとおり意見を提出します。

記

昨年、目安プラス50円に4円を積み増して改定し952円となりました。過去最高額の引き上げということと、目安を上回る改定額となったことは評価をします。しかし、952円という改定額は私たちが求める他の先進国並みの1,500円から2,000円には程遠い水準であり、「人間らしく暮らせる賃金」からは大きくかけ離れ。地域間格差もあり縮まっておらず不十分と言わざるを得ません。今年の春闘では26年ぶりの高水準

の賃上げとなりましたが、物価高騰により実質賃金はマイナスとなっているように、依然として労働者のくらしは厳しい状況にあります。すでに時給 1,500 円でも人間らしく暮らしていくには不十分です。全労連が各都道府県で実施している最低生計費試算調査では 1,700 円から 2,000 円は必要という結果が出ています。

加えて、TSMC の進出により周辺地域の物価が急激に高騰しています。それに伴い賃金も高騰しており、時給 1,500 円でも求人が埋まらず、人手不足が深刻な状況になっています。改めて、国をはじめ行政による中小・零細企業への直接支援を抜本的に拡充するとともに、最低賃金を全国一律にして先進国並みの水準に底上げすることが不可欠となっています。

健全な経済の再生には、賃金を引き上げて消費を喚起することが不可欠です。物価高騰を乗り越え、格差と貧困を解消するために、「全国一律の最低賃金 1,500 円以上」に大きく近づく最低賃金の引き上げを強く求めます。

1、熊本県の最低賃金を時給 1,500 円以上に引き上げるため、十分な審議を尽くし、実現にむけた今後工程表をつくること。

2、中央最低賃金審議会と厚生労働大臣に対し全国一律最低賃金制度への改正を求めるこ

3、中小・零細企業が時給 1,500 円以上の賃金を支払えるように、関係省庁に対して具体的な経営支援等を求めるこ。また、中小・零細企業とワーキングプア水準（年収 200 万円）以下の労働者には健康保険や厚生年金、雇用保険など「社会保険料負担の減免」を実効的な支援策を厚生労働大臣に求めるこ。以上。

2025 年 7 月 24 日 熊本県労働組合総連合議長 梶本光男

なお、意見書の提出の際に意見を述べる場があれば、述べたい旨の申立を受けております。これに関しまして、資料 2 を御覧ください。最低賃金法施行規則第 11 条第 2 項に「最低賃金審議会は、前項の意見書によるほか、当該意見書を提出した者その他の関係労働者及び関係使用者のうち適当と認めた者をその会議に出席させる等により、意見をきくものとする。」とあります。

書面によるほか、意見を聞く場を設けるかどうかにつきまして、御審議いただければと思ひます。

以上です。

部会長

ありがとうございます。

室長より御説明がありましたが、意見聴取の場を設けるかどうか、皆様いかがでしょうか。

労働者側はいかがでしょうか。

山本委員

労働者側は構いません。

部会長

使用者側はいかがでしょうか。

(使用者代表委員、全員是認)

では皆様に御了承いただきましたので、直接御意見をお伺いしたいと思います。日程につきましてはいかがでございましょうか。事務局。

室長

はい、直近で開催される第2回専門部会で意見聴取を行うということで調整させていただきたいと思います。

部会長

ありがとうございます。では、よろしくお願ひいたします。

次にですね、参考資料の1-1、1-2にそれぞれ書面がございますので、事務局から御説明をお願いいたします。

室長

その他の関係者からの意見聴取でございます。まず参考資料1-1を御覧ください。審議会会长に対して、一般の方から最低賃金の引き上げを求める葉書が1,800枚ほど郵送されています。内容は若干異なるため一例として写しを付けていますので、御紹介させていただきますと、「物価が上がり続ける中で、くらしは大変です。憲法に沿って人間らしい生活ができるよう、最低賃金を大幅に引き上げてください。」といった内容になっております。

次に参考資料1-2を御覧ください。令和7年6月25日付けで熊本県弁護士会から審議会会长と熊本労働局長に対し、「労働者の健康で文化的な生活水準を保障し、地域間格差を図るべく、最低賃金額の大幅な引上げを答申することを求めるとともに、国に対し実効的かつ十分な中小企業支援策を求める」旨の内容で『最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の是正並びに中小企業への実効的な支援等を求める会長声明』が提出されましたので紹介します。詳細は各自御確認いただければと存じます。

続きまして、参考資料1-3の資料を御覧ください。令和7年7月28日付けで日本民主青年同盟熊本県委員会から審議会会长と熊本労働局長に対し、「すみやかに最低賃金を時給1,500円に引き上げること」「全国一律の制度とすること」「最低賃金の大幅な引上げにあたっては、社会保険料の軽減、中小企業に対する支援を行うこと」を要請した『最低賃金額の1500円への引き上げを求める要請書』が提出されましたので御紹介します。

詳細は各自御確認いただけますと幸いです。

なお、こちらの要請書を受理するに際し、この団体から、審議会で意見を述べさせてほしい旨の要望がありました。

資料2を御覧ください。最低賃金法第25条第6項に「最低賃金審議会は、審議に際し必要と認める場合においては、関係労働者、関係使用者その他の関係者の意見を聞くものとする」とあります。要請書を提出した団体については、その他の関係者の位置づけで、団体の意見を聞く場を設けるかどうか、御審議いただければと思います。

以上です。

部会長

御紹介ありがとうございました。ただいま事務局の方から声明文と要請書の御紹介をいただきました。

弁護士会の方は、意見陳述は不要ということでございますが、日本民主青年同盟熊本県委員会からは意見陳述を御希望とのことでございます。根拠条文がありますので、こちらで必要であれば意見を聞くものとするということでございますが、皆さんいかがでございましょうか。

労働者側よろしいですか。

(労働者代表委員、全員是認)

使用者側よろしいですか。

(使用者代表委員、全員是認)

ありがとうございます。それでは労使双方に御承認をいただきましたので、意見を聞く場を設けさせていただきたいと思います。

事務局、日程について如何でしょうか。

室長

こちらもですね、関係労働者と同じく第2回専門部会で調整させていただきたいと思います。

部会長

ありがとうございます。それでは次回の第2回専門部会で、意見をお伺いさせていただきたいと思います。

それでは次の議題に移ってまいります。

議題4 「足下の経済情勢等について」です。事務局から御説明をお願いします。

斎藤部長

足下の経済情勢等についてということでございますが、今後の金額審議において御参考としていただきるために資料をいくつか御用意させていただきましたので、御説明させていただきたいと思います。

7月15日の第1回本審において九州財務局から県内の経済情勢等について説明をしていただきましたけれども、当時は4月時点の情報でしたが、7月時点の経済情勢が公表されておりますので、それも含めて後ほど御説明をさせていただきます。

それではまず、消費者地域指数についてということで、資料5-1を御覧ください。最初に法定三要素のうちの労働者の生計費関係について御説明をさせていただきたいと思います。

総務省において地域別の物価を明らかにすることを目的として、小売物価統計調査（構造編）において、消費者物価地域差指数が作成されております。本年6月27日に令和6年の結果が取りまとめられ公表されました。なお、1ページの一番下にあります、消費者物価地域差指数における「総合」及び「住居」については「持家の帰属家賃」を含まないとされております。

2ページ目を御覧いただきたいと思います。1. 「総合」の物価水準の（1）都道府県の物価水準ですが、図1を御覧ください。熊本県は全国で15番目に高く、九州では一番高い水準となっています。3ページの表1に消費者物価地域差指数（総合）の推移（都道府県）のものがございますが、熊本県の推移につきましては第2回の専門部会で配付して御説明をしたいと考えてございます。

続きまして、法定三要素のうちの賃金について御説明させていただきます。

毎月勤労統計調査における名目賃金と実質賃金についてでございます。資料5－2を御覧いただきたいと思います。7月24日に令和7年5月分結果確報が公表されてございます。

最初は名目賃金についてでございますが、（1）就業形態別を御覧ください。「特別に支払われた給与」は前年同月と比べて「減」となっておりますが、それ以外は「増」となっております。（2）一般労働者、（3）パートタイム労働者と記載されてございますが、（3）パートタイム労働者を見ますと、こちらも前年同月と比べていずれも「増」となっております。時系列については2ページから4ページを御覧いただきたいと思います。大体が「増」というふうな状況で推移しております。

次に実質賃金についてございます。1ページに戻っていただいて、2実質賃金指数についてでございます。消費者物価指数の（持家の帰属家賃を除く総合）で実質化した現金給与総合につきましては83.1（2.6%減）、（総合）で実質化した現金給与総合につきましては84.7（2.0%減）となってございます。時系列につきましては5ページの図の1－5を御覧いただきたいと思います。

次に資料の5－3を御覧いただきたいと思います。こちらは連合熊本「2025年春季生活闘争」第4回（最終）賃上げ回答集計結果についてのプレスリリースを資料として添付してございます。内容につきましては参考資料2の29ページにございますが、九州財務局からの御説明がありましたので割愛させていただきます。

続きまして資料の5－4を御覧いただきたいと思います。こちらは、昨年9月に帝國データバンクが行いました、最低賃金と採用時の最低時給に関する企業の実態調査でございます。

2ページ目の2を御覧ください。ここには、正社員、非正規社員を問わず、採用時の最低時給を都道府県で比較したもので、熊本県は表の右側の下の方にございますが、最低賃金952円に対しまして、採用時の平均値としましては1,069円となっておりまして、その差が117円となっております。最低賃金の加重平均1,055円に対しましては、全国の採用時最低賃金の平均値は1,167円で、その差は112円となっております。なお、県内のハローワークにおける求人募集の上限値と下限値のデータにつきましては次回の専門部会において配付したいと考えております。

続きまして、法定三要素のうちの最後になります、通常の事業の賃金支払能力についてでございます。資料5－5①を御覧いただきたいと思います。

こちら九州財務局の熊本県内経済情勢報告の令和7年7月の資料でございます。先日、九州財務局から御説明をいただきましたのは4月時点のデータでございましたが、こちらは7月時点のデータでございます。

1ページ目を御覧いただきたいと思います。【総括判断】につきましては「県内経済は、物価上昇の影響がみられるものの、緩やかに回復している」となっております。前回の4月判断から据え置きとなっております。また、【個人消費】【生産活動】【雇用情勢】【設備投資】【企業収益】【住宅建設】の各項目とも前回と同様となってございます。各項目の詳細につきまして、2ページ目から3ページに掲載されてございます。1ページ目、一番下の【先行き】につきましては、「雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、回復していくことが期待される。ただし、物価上昇の継続、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされているところであります。

続きまして、資料5－5②を御覧いただきたいと思います。

こちらは、九州財務局で調査が行われております「法人企業景気予測調査」の令和7年4月～6月期調査でございます。3ページ目を御覧いただきたいと思います。1. 景況判断ですが、全産業としましては4月～6月の現状判断としましては5.6ポイント減となっておりますが、7月～9月の見通しは6.5ポイント増、10月から12月は16.9ポイント増となってございます。

続きまして5ページ目の2. 売上高でございますが、7年度は増収見込みとなっております。3. 経常利益につきましても7年度は増益見込みとなっておりまして、表の全産業を見ていただきますと売上高7.5%増、経常利益1.6%増となってございます。

続きまして6ページ、4. 設備投資でございますが、7年度は減少見込みとなってございます。21.3%減となっております。

続きまして5. 雇用（従業員数判断）のところでございますが、現状判断は「不足気味」超ということで、令和7年6月末の現況判断としましては、29.3ポイント増で「不足気味」超という状態で、見通しにつきましても「不足気味」超の見込みで推移をするという状況でございます。

資料5－5③を御覧いただきたいと思います。

こちらは、令和7年7月29日に開催されました、全国財務局長会議で交付された九州財務局の資料でございます。本日開催しました第3回本審で、熊本県の時田局長から御説明いただきましたTSMCに関して御説明がございましたが、こちらの資料の4ページ、5ページ目に半導体関連の情報が掲載されてございましたので用意させていただきました。

続きまして、資料5－6①を御覧いただきたいと思います。

こちらは日本銀行熊本支店が作成しております、熊本県の金融経済概観の2025年7月1日、最新版でございます。概況のところを申し上げますと「熊本県内の景気は、緩やかに回復している。先行きについては、海外の経済動向や資源価格の動向、企業の賃金、価格設定行動等の影響を注視していく必要がある。個人消費は、物価上昇の影響などがみられるものの、緩やかに回復している。観光は、高水準で推移している。住宅投資、公共投資は、横ばい圏内の動きとなっている。設備投資、生産は、高水準で推移している。雇用・所得情勢をみると、改善している。」となってございます。その下の6月の短観がございますが、次の資料で御説明をさせていただきます。

続きまして、資料5－6②を御覧いただきたいと思います。

こちらは日本銀行熊本支店が作成しております、県内企業短期経済観測調査結果(2025年6月調査)でございます。2ページ目の業況判断を御覧ください。

景況判断につきましては、全産業の最近で20ポイント増で、3月の前回調査と同じでございます。先行きは19ポイント増ということで変化幅は1ポイント減となってございます。

製造業につきましても10ポイント増と3月の前回調査と同じで、先行きにつきましては8ポイント増で変化幅は2ポイント減となってございます。

非製造業につきましては27ポイント増と、前回調査より1ポイント増となっており、先行きは26ポイント増で、1ポイント減となっております。

一番下に全産業が記載されておりますが、いずれも上回っている状況でございます。

続きまして5ページ目、売上収益計画です。売上高につきましては、2024年度実績は全産業で9.1%増、製造業で19.1%増、非製造業で1.3%増となっておりまして、全国平均を上回ってございます。

2025 年度計画では全産業で 3.0% 増、製造業で 5.4% 増、非製造業で 0.7% 増ということになっていまして、こちらも全国平均を上回っているという状況でございます。

続きまして経常利益についてですが、2024 年実績ですと全産業 47.5% 増、製造業で 72.9% 増と書いてございます。非製造業は 5.9% 減となっております。全産業と製造業は全国平均を大きく上回っています。

2025 年度計画につきましては、全産業では 6.6% 増、製造業で 7.6% 増、非製造業で 3.0% 増となっておりまして、こちらも全国平均を上回っています。

続きまして、売上高の経常利益率でございますが、2024 年度は全産業 7.08% 増、製造業で 11.74% 増と書いてございます。非製造業は 2.80% 減となっております。全国平均より若干少なくってございます。2025 年度計画では、全産業 7.33 増、製造業で 11.98% 増、製造業は 2.86% 減となっておりまして、こちらは全国平均を上回っております。

続きまして、6 ページ目の設備投資関連を御覧いただきたいと思います。

(1) 設備投資計画〈含む土地投資額〉について、2024 年度は増加となっておりまして、2025 年度計画では、全産業、製造業は増加、非製造業では減少となってございます。

(2) ソフトウェア・研究開発を含む設備投資額〈除く土地投資額〉ですが、2024 年度実績、2025 年度計画、いずれも増加となっております。

(3) 生産・営業用設備判断（「過剰」—「不足」）でございますが、最新調査で不足、先行きでも不足となっておりまして、変化幅も大きくなっています。

8 ページ目の 4. 需給・在庫判断を御覧ください。

(1) 製商品・サービス需給判断（「需要超過」—「供給超過」）についてですが最近で供給超過が続いており、先行きも同じですが、その幅は小さくなっております。

9 ページ (2) の製商品在庫水準判断（「過大」—「不足」）につきましては、最新調査では 7 ポイント増で過大超となってございます。

10 ページ目の価格判断ですが、(1) の仕入価格判断（「上昇」—「下落」）につきましては、最新調査では 42 ポイント増で「上昇」超となっておりまして、先行きにつきましては 48 ポイントで「上昇」超となっております。

11 ページ、(2) 販売価格判断（「上昇」—「下落」）につきましては、最新調査が 23 ポイント増で「上昇」超となっておりまして、先行は 31 ポイントでさらに 8 ポイント増となっております

12 ページ目の雇用関連についてですが、(1) 雇用人員判断（「過剰」—「不足」）では最新調査では 39 ポイント減で「不足」超が続いておりまして、先行きは 42 ポイント減ということで、更に 3 ポイント減となっております。

13 ページ目の 7. 企業金融関連を御覧いただきたいと思います。

資金繰り判断は 12 ポイント増で「楽である」超となっております。金融機関の貸出態度は 18 ポイント増で「緩い」超となっております。借入金利水準は 49 ポイント増で「上昇」超であり、先行きも同じ 49 ポイント増となっております。

最後に資料 5—7 でございますが、当局の職業安定部がプレスリリースしております、一般職業紹介状況（令和 7 年 6 月分）でございます。

6 月の有効求人倍率は 1.18 倍で、前月と比べて 0.05 ポイント低下となっております。ただし、職業安定部の方では、この低下に関しましては大手工場における求人時期の前年とのずれや、前年に開業した事業所による求人件数の反動などが影響してい

ると分析しております、このマイナスに関しましてはネガティブな要素はないということで、引き続き高い水準を推移していると判断されてございます。

足下の経済情勢等について以上となります。審議の御参考としていただければと存じます。

事務局からは以上です。

会長

詳細な御説明ありがとうございました。

法定三要素にかかる最新のデータに基づく御説明をいただきましたので、基本的見解等を作成される際の御参考としていただければと思います。

今の時点で、何か御質問等はございますでしょうか。

(原山委員、挙手)

会長

原山委員どうぞ。

原山委員

今データを御紹介いただきましたけれども、対象企業が書いているものと書いていないものとありますが、資料5-6②の日銀短観の調査対象企業についてはわかりますか。

部長

調査対象企業数 137 社しか書いてございませんので、確認して次回の専門部会で報告いたします。

会長

よろしくお願いいいたします。

他に如何でしょうか。

(他に特になし)

会長

それでは、次回にも中央最低賃金審議会の答申内容も御説明いただけるということですので、今日の御質問も併せてお願い申し上げます。

それでは議題5「その他」に移りたいと思います。

事務局から御説明をお願いいたします。

室長

資料6の「地域別最低賃金改正に関する資料」について御説明申し上げます。

めくっていただいて、下の方の数字ですね。最初に昨年の最低賃金の改正状況を載せております。次に1枚捲っていただいて、2ページですけども、熊本県最低賃金の

改正状況と、それに合わせて全国の加重平均、影響率と未満率を各年で出しております。一番下が昨年の熊本の状況です。

3ページの資料2～3。これが地域別最低賃金額の推移です。熊本を中心に主に九州と四国と東北ですね。同じような最低金額の件で地理的に近い県を比較対象として載せております。熊本の最低賃金を100と見た場合の指数を各金額の下に掲載していますので御参照いただければと思います。

続きまして4、5、6ページが賃金構造基本統計調査を基に作成しました「都道府県、性、主な産業別賃金及び産業計の年齢・勤続年数」になります。熊本県に線を引いていますが、「男女計」「男性計」「女性計」とも全て、全国で下から15番目前後ぐらいの金額になっております。

続きまして7ページを御確認ください。一人平均所定内給与額（男女別）の推移（10人以上）です。これが男女別の熊本県と全国の所定内給与額の推移ということで、前年からどれくらい上昇したのかを載せています。

令和6年ですが、全国のアップ率に比べて男性女性それぞれですね、熊本県の方がアップ率が高いという数字になっております。御確認いただければと思います。

続きまして、8ページが賃金構造基本統計調査10以上の企業に対する産業別の所定内賃金になっております。これも男性女性と熊本と全国の比較になっております。

見ていただいて一番上の産業計ですけれども、男性女性とも全国比で、括弧の数字が指数になっていますが、全国に比べて86.6%となっています。この中で唯一100%を超えてるのが、医療福祉の男性だけです。あとは全部全国に比べて熊本は低いというふうになっております。御確認いただければというふうに思います。

9ページですけども、規模別所定内給与額になります。括弧書きが格差ということで、全国の数字を100として見た場合の熊本の数字、それぞれ男女で企業規模別という形で見ています。これで見ていただくと、熊本の男性は企業が大きくなればなるほど、全国との格差が小さくなる。逆に女性の場合は、企業規模が小さくなれば小さくなるほど、全国との格差が縮まるという、相反する関係になっているのが分かるかなと思います。

続きまして10ページが、年齢別所定内給与額になります。これも賃金構造基本統計調査の企業10人以上を対象としたものです。熊本が全国の男性、女性それぞれ比べて、全国平均を100とした場合、熊本がいくらかという指数になっております。これで見ると全国と格差がないのは、19歳までと60歳以上が全国と格差が少ないので、中間層が全国との格差が大きくなるような傾向が見れるかなと思います。

11ページ、12ページはですね、毎月勤労統計調査を基に作成しております、一人平均月間所定内給与額の推移です。11ページ5人以上の企業、12ページが30人以上の企業のデータです。

13ページが女性短時間労働者の1時間当たり賃金（企業規模10人以上）の熊本県と全国計になります。これも賃金構造基本統計調査を基に作成しております。

14ページが13ページのより詳細にした、熊本県における産業別の女性短時間労働者の1時間当たり賃金の、上の表が企業規模10人以上で、下の表が企業規模5～9人の調査になります。

以上、資料6「地域別最低賃金改正に関する資料」ということで御紹介させていただきました。

会長

ありがとうございます。

今の御説明いただいた資料につきまして御質問等ございますでしょうか。

(特になし)

会長

この資料は、熊本労働局で独自に集めてくださった資料ですか。

室長

毎勤労統計調査や賃金構造基本統計調査については、厚生労働省が出ております統計調査で、政府統計の総合窓口という e-stat のデータになります。

その他全国の最低賃金の改正状況等や熊本県の最低賃金の推移につきましては、最低賃金決定要覧や、当賃金室でデータを持ち合わせておりますので、それを基に作成しております。

会長

ありがとうございます。他に皆様から御質問はございますか。よろしいですか。

本年は、事務局の方で丁寧に、事前に統計資料を集めてくださっておりますので、納得感がある議論ということで、これらの資料を適正に活用して、今後の審議に役立たせていただければと思います。

事務局はどうもありがとうございます。

それでは次の審議日程について事務局から御説明をお願いいたします。

室長

次回の審議日程につきましては、8月7日、明後日の木曜日、14時から本審を開催させていただいて、目安の伝達をさせていただいた後、14時半から第2回の専門部会を、この場所大会議室で開催予定とさせていただきます。

以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

委員に皆様から、日程等について御質問はありますか。

(齊藤委員、挙手)

会長

齊藤委員どうぞ。

齊藤委員

1点、事務局にお願いをしたいのですが、本審の時にいただいた、8月4日付けの中央最低賃金審議会の公益見解の資料の中にありました、消費者物価指数の対前年上昇率の推移ですが、ここに全国版として、持家の帰属家賃を除く総合ですか、頻繁

に購入、1か月に1回程度購入、基礎的支出項目、食料のデータがございましたが、これらの熊本県版が可能であればこの表を作成していただいて御提供いただけないかと思っております。

会長

ありがとうございます。これはいつまでにとかありますか。

齊藤委員

金額審議が始まる前とか、明後日には金額審議に入るんですか。

部長

中央最低賃金審議会の公益見解の資料にあります消費者物価指数ですが、持家の帰属家賃を除く総合につきましては昨年も作成しておりますので、準備することは可能ですが、頻繁に購入以下3つにつきましては、確認した上で、明後日の審議に可能な限り間に合うように準備したいと思いますが、それでよろしいですか。

齊藤委員

はい、よろしくお願ひします。

部長

それに加え、県内のハローワークの募集賃金のデータも取れるかと思いますので、そちらも含めて、明後日の専門部会で配付できるように準備したいと思います。

以上でございます。

会長

事務局には短期間で御苦労をおかけすると思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

他に御質問等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは本日の議題は以上でございます。次回8月7日14時からですね、第4回熊本地方最低賃金審議会の本審後に専門部会を開催ということになりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは本日の専門部会はこれで終了いたします。

皆様お疲れ様でございました。